

富山県社会的養育推進計画

令和 7 年度～11 年度

令和 7 年 3 月



目 次

1	社会的養育の体制整備の基本的考え方	1
(1)	計画策定の趣旨	
(2)	計画期間	
(3)	当事者であるこども等の意見の反映	
(4)	計画の進捗管理	
(5)	他の計画との関係	
2	当事者であるこどもの権利擁護	3
3	市町村のこども家庭支援体制の構築等	6
(1)	市町村の相談支援体制の整備	
(2)	市町村の家庭支援事業等の整備	
(3)	児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	
4	支援を必要とする妊産婦等の支援	12
5	各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み	14
(1)	代替養育を必要とするこどもの数の見込み	
(2)	代替養育を必要とするこどもの数の見込み（年齢区分別）	
6	一時保護改革	18
7	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障	22
(1)	児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	
(2)	親子関係再構築支援	
(3)	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進	28
(1)	里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み	
(2)	里親等支援業務の包括的な実施体制の構築	
9	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	36
(1)	施設で養育が必要なこどもの数の見込み	
(2)	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	
10	社会的養護自立支援の推進	41
(1)	自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	
(2)	社会的養護経験者等の自立	
11	児童相談所の強化等	44
(1)	中核市の児童相談所設置	

(2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等

12 障害児入所施設における支援	49
------------------	----

資料 策定経過	50
---------	----

富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	51
-------------------------	----

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されました。これにより、こどもの最善の利益を優先し、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、特別養子縁組、普通養子縁組、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めること、そして、これらが適当でない場合には「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設（児童養護施設等）で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。

その後、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、この児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

これを受けて富山県では、令和 2 年 3 月に令和 2 年度から 11 年度までを計画期間とする「富山県社会的養育推進計画」を策定し、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた社会的養育の充実に向けた取組みを進めてきました。

一方、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加していますが、それらのうち、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置に至るケースは約 15%とされ、これ以外で児童相談所や市町村が在宅での支援等の対応を行う必要のあるケースが数多く存在することや、措置が必要でも措置に至っていないケースがあると指摘されています。このような状況を踏まえて、令和 4 年改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための取組み等が定められました。

そして、これらの取組みを具体化するため、令和 6 年度末までに現行計画を見直し、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする新たな計画を策定することが求められていることから、富山県においても、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づいて見直し、新たな計画として策定します。

策定にあたっては、

- ・市町村におけるこども家庭センターにおける相談支援や、子育て家庭等への家庭支援事業等を活用した虐待等に至る前の予防的支援の取組みが効果的に行われるよう必要な支援を行う必要があること。
- ・代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所が家庭養育優先原則に基づき、まずは里親やファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する必要があること。
- ・また、これらのいずれも代替養育先として適当でないこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を検討する必要があるとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースとした家庭という育ちの場の保障）の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要であること。

これらを踏まえたうえで、以下の基本理念のもと、市町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備のための計画とし、社会的養育の推進に関する基本的な考え方と今後の取組みの方向性を明らかにします。

基本理念

—こどもまんなか社会の実現を目指して—

こどもが権利の主体であるとの認識のもと、社会的養育を必要とするこどもの最善の利益を実現する

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

現行計画は計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、令和2年度から令和6年度までの5年間の前期、令和7年度から令和11年度までの5年間の後期としていました。この計画は後期分として見直し、新たに策定したものです。

(3) 当事者であるこども等の意見の反映

この計画は、里親・ファミリーホームや県内の児童養護施設等の関係者の参画のもと策定しています。また、当事者であるこども（社会的養護経験者含む。）については、県内の児童養護施設に現に入所しているこどもや里親・ファミリーホームに委託されているこども等へのアンケートや聞き取り調査を行い、生活面に関することや権利擁護に関する意見等について確認し、可能な限り計画に反映しています。

また、社会福祉審議会児童福祉専門分科会のオブザーバーとして、社会的養護経験者に計画策定に関する意見等を聴き、計画に反映しています。

(4) 計画の進捗管理

この計画に掲げた目標値等の進捗状況については、毎年度、評価を行い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告します。

(5) 他の計画との関係

この計画は、富山県県民福祉条例の基本理念の趣旨に則り策定するとともに、「富山県民福祉基本計画」、「富山こども・若者みらいプラン」、「富山県児童相談所等機能強化基本計画」と整合するものです。

また、富山県は、令和元年7月に国の「SDGs 未来都市」に選定され、「富山県未来都市計画」に基づき、SDGs達成に向けた施策を推進しており、本計画においても、関連する6つのゴールを踏まえ施策を推進していきます。

<関連するゴール>



2 当事者であるこどもの権利擁護

○ 基本的な考え方

令和4年改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）において、①里親委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が義務化され、②意見表明等支援事業の創設が行われ、着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないとされるとともに、③里親等委託や施設入所、一時保護時の措置の実施、これらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見や意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われること等によるこどもの権利擁護に関する環境整備が都道府県の業務とされました。

このことを受けて、社会的養護の当事者であるこどもの権利擁護に取り組んでいく必要があります。

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
引き続き権利ノートや施設ごとの意見箱を活用し、権利ノートのこどもへの趣旨説明の徹底を図るなど、こどもの意見を酌み取れるよう努めます。また、今後、権利ノートの改定を含む効果的な意見聴取の方法について、他の自治体の状況等も踏まえ、検討します。	- 権利ノートの配付及び意見箱等の取組みについては継続的に実施しています。 - 令和6年度には他自治体の権利ノートを参考に、権利ノートを改訂しています。
こどもの意見を受け付ける体制のあり方や、意見を処理する手続きや仕組みについて、他の自治体の状況等も踏まえ、検討します。	- 令和6年度から「意見表明等支援事業（※）」を実施しています。 - また、こどもが意見を表明したことについて、児童相談所や施設等に意見具申を行うための権利擁護機関として、富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会で審議する体制としています。
アンケート調査等、当事者であるこどもの意見を施策に反映する方策を、他の自治体の状況等を踏まえ、検討します。	権利ノートの改訂や今回の計画策定にあたり、当事者である社会的養護下にあるこどもからのアンケート調査及び聞き取り調査を実施し、意見を反映しています。

※ 意見表明等支援事業

一時保護所や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築するもの。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

○ 現状と課題

- 権利ノートについては、施設入所や里親委託時に児童相談所職員から、こどもの発達状況に合わせて説明をしています。また、施設入所後でも、施設職員が

こどもに説明する機会を設けるなど、こどもが利用しやすくするための取り組みを行っています。

- ・こどもへの聞き取り調査において、改定前の権利ノートについて、「持っていない」「わからない」との回答も多く見られた（50.5%）ため、こどもに対する、権利ノートについての周知・定着を図る必要があります。
- ・今回の計画策定にあたっては、社会的養護経験者である当事者からの意見を聴取する機会を設けるため、富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会への参加等を依頼（社会福祉審議会児童福祉専門分科会への参加等）し、その意見について内容に反映しています。
- ・里親等委託、施設入所及び在宅指導の措置や一時保護の決定時等のこどもへの意見聴取等措置について、こどもの年齢や状況に応じて、適切に行われる必要があるため、児童相談所職員のスキルの向上が求められます。
- ・意見表明等支援事業は、各児童養護施設や児童自立支援施設、里親やファミリーホームへ措置されているこども、児童相談所に一時保護されているこども等を対象として実施しています。意見表明等支援事業は、独立性を確保する観点から、令和6年度は、富山県社会福祉士会へ業務委託して実施しています。事業の継続的な実施により、こどもの権利に関する理解度や、事業の利用度、満足度等を向上させる必要があります。
- ・こどもだけでなく、施設職員や里親等の関係者にも、こどもの権利擁護についての理解を深める必要があります。

○ 今後の取組方針

- ・里親委託や施設入所時にすべてのこどもに引き続き権利ノートを配付するほか、児童相談所職員等による面接の際などに内容についての理解の促進を図ります。
- ・児童養護施設等については、県による施設指導監査の機会に、こどもの権利擁護に関する体制や職員の対応状況等を確認します。
- ・権利ノートの改訂（令和6年度）にあたっては、当事者であるこどもからの意見を反映するとともに、こどもから県への Web での相談受付など、より活用しやすく分かりやすい内容とします。
- ・児童相談所は、入所措置や一時保護等の際に、こどもの最善の利益を考慮しつつこどもの意見・意向を勘案して措置を行うため、こどもの意見聴取等措置を徹底します。
- ・児童相談所職員や市町村職員、施設職員、里親などを対象とした研修の実施等により、こどもの権利擁護についての理解を深めます。関係職員等は、こどもの気持ちに寄り添い、こどもの悩み等に適切に対応します。
- ・県のホームページにおいて意見表明等支援事業の事業内容等を掲載することにより、こどもの権利擁護について周知を図ります。
- ・意見表明等支援事業については、悩みや意見を話したり聞いたりしてほしいと考えるこどもの気持ちに寄り添い、適切に実施します。また、取組み状況や効果を検証するため、対象となるこどもに対するアンケート調査を毎年度実施します。

○ 整備目標及び評価指標

			計画 策定時 R6	評価指標				
				R7	R8	R9	R10	R11
こどもの権利や 権利擁護手段に 関する研修や啓 発プログラム等 の実施回数及び 受講者数	職員等 (※1)	回数（延べ）	24	25	25	25	25	25
		受講者数（延べ）	247	250	250	250	250	250
	こども	回数（延べ）	16	20	20	20	20	20
		受講者数（延べ）	115	120	120	120	120	120
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合		人数 （代替養育を必要とするこどもの数の見込みから算出）	－	97	95	92	91	89
		割合	－	100%	100%	100%	100%	100%
意見表明等支援事業を利用したこどもの割合		割合	－	55%	60%	65%	70%	75%
こどもの権利擁護に関する取組（意見表明等支援制度）に係るこども本人の評価（※2）		認知度 （知っているか）	－	80%	85%	90%	95%	100%
		利用度（利用したことがある）	－	55%	60%	65%	70%	75%
		利用度 （利用しやすい）	－	65%	70%	75%	80%	85%
		満足度（利用してどうだったか）	－	75%	80%	85%	90%	95%
日頃の意見表明ができるこどもの割合（※3）			77.1%	80%	83%	86%	89%	92%
日頃の意見表明に係る満足度（自分の気持ちや意見について）（※3）		聞いてもらえているか	78.0%	80%	83%	86%	89%	92%
		言えているか	72.9%	75%	78%	81%	84%	87%
		大切にされているか	55.1%	60%	65%	70%	75%	80%
		対応方針を説明されているか	52.5%	60%	65%	70%	75%	80%
こどもの権利（権利ノート）に関する理解度			－	75%	78%	81%	84%	87%
こどもの権利擁護に関する審議会の設置状況			設置済	設置を継続する				
こどもの権利擁護に関する審議会に対しこどもから意見の申立てがあった件数			0 件	こどもからの意見の申立てに応じて適切に対応する				
社会的養護施策策定の検討委員会への当事者委員の参画体制の有無			有	当事者委員の参画を検討する				
措置児童等に対する聞き取り調査またはアンケートの実施の有無			有	毎年度調査を実施する				

※1 児童相談所、一時保護所、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童家庭支援センターの職員

※2 R6 年度調査時点で意見表明等支援事業を未実施だったため、こども家庭庁「こども・子育て支援推進調査研究事業」における「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書（株式会社 NTT データ経営研究所作成）」の調査結果を参考に目標値を設定。

※3 児童養護施設、児童自立支援施設、里親家庭・ファミリーホームで生活するこども及び調査時点で一時保護所に入所していたこどもへのアンケート結果による

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等

○ 基本的な考え方

児童相談の一義的な窓口は、住民に身近な基礎自治体である市町村が担っており、児童福祉法の理念を実現するためには、市町村の在宅支援の充実強化が不可欠です。

そのため、市町村においては子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を設置する等、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、こどもの貧困防止施策、障害児支援施策、教育関係施策及び、親への精神保健施策や障害者施策、生活困窮者支援など、こどもに関する様々な施策を網羅しつつ、支援ニーズの段階に合わせてすべての発達段階のこどもと家庭の支援ニーズが満たされるよう支援の充実を図ってきました。

そのような中、令和4年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について市町村の努力義務とされました。

また、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として、市町村の取組みとして法律上位置付けられました。

これらのことから、県内すべての市町村にこども家庭センターが設置され、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援が行われることにより、虐待等に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援が適切に実施されるよう支援していく必要があります。

さらに、ヤングケアラーの支援についても、早期発見及び早期支援のため、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や介護、医療、地域等と適切に多機関連携できる体制づくりが求められています。

(1) 市町村の相談支援体制の整備

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。	・令和5年度末までに全市町村設置済です。
・市町村の人材育成を支援するため、職員向けの研修等の充実を図ります。	・毎年度、市町村職員を対象とした虐待相談対応等の研修を実施しています。
・児童相談所における市町村業務の援助・助言のあり方や、児童相談所と市町村の情報共有のあり方、児童相談所と市町村の協働・役割分担の在り方について検討するとともに、市町村支援児童福祉司を配置します。(令和4年度までに)	・令和4年度に富山児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置し、県内の全市町村を訪問して市町村との連携や役割分担に対する課題等について助言しています。

＜達成見込み＞

- ・目標指標として掲げていた子ども家庭総合支援拠点については、令和5年度末までに全市町村に設置済みであり、達成しています。

子ども家庭総合支援拠点設置市町村数

年 度	前期計画 策定時(R1)	目標値 (R6)	現状 (R5 末)	達成状況
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2	15	15	達成

※令和6年4月から15市町村のうち12市町がこども家庭センターへ移行

＜達成・未達成の要因分析＞

- ・各市町村が計画的に設置に向けて取り組んだことが要因といえます。

○ 現状と課題

- ・令和4年の児童福祉法の改正により、令和6年度からこども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされました。令和6年度末時点において12市町で設置済となっていますが、できるだけ早期に全市町村に設置される必要があります。
- ・こども家庭センターを含めた市町村の児童虐待対応に関わる職員の専門性向上を支援する必要があります。富山児童相談所では、令和6年度から新たに、こども家庭センターの統括支援員に対する研修を実施しています。
- ・ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しづらく、社会的認知度も十分ではありません。令和4年度に県が実施したヤングケアラーに関する実態調査によると、約5%の生徒が家族の世話をしており、ヤングケアラーの認知度に関しては、6割以上の生徒が聞いたことがないとの結果となっています。
- ・県民のヤングケアラーに関する理解・認知度を向上させるとともに、地域において支援につなぐ仕組みの構築が必要です。

○ 今後の取組方針

- ・各市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。
- ・市町村児童虐待対応担当者やこども家庭センターの職員向けの研修等により、市町村職員の人材育成、専門性向上を図ります。
- ・児童相談所の市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村に対して相談支援体制や要保護児童対策地域協議会の運営等に関する助言や援助を行う等、児童相談所において市町村支援を実施します。
- ・富山県こども総合サポートプラザにおいて、こども家庭センターなど市町村の相談窓口とも連携し、様々な悩みや課題を抱えるこどもや家庭からの相談・支援の充実を図ります。
- ・県民のヤングケアラーに関する理解・認知度向上のため、普及啓発を行います。
- ・ヤングケアラーに関わる関係機関職員に対する研修会の実施や、研修会への講師を派遣します。
- ・ヘルパー派遣によるヤングケアラーの負担軽減を図ります。
- ・地域におけるヤングケアラーの支援につなぐ仕組みを構築します。
- ・ヤングケアラーに対するピアサポート、レスパイト（休息・息抜き）体制を構築します。

○整備目標及び評価指標

		計画 策定時 (R6)	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの 設置数		12	15	15	15	15	15
こども家庭 福祉行政に 携わる市町 村職員に対 する研修	実施回数	7	7	7	7	7	7
	受講者数	110	120	120	120	120	120
県と市町村との人材交 流の実施状況		研修派遣 2名	児童相談所で研修職員等の受け入れを 検討する				
こども家庭センターに おけるサポートプラン の策定状況		932 ※R6. 9. 30 時点	各市町村における策定状況を把握し、 必要な助言を行う				

(2) 市町村の家庭支援事業等の整備

○ 基本的な考え方

家庭支援事業は子育て短期支援事業、養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業（※1）、児童育成支援拠点事業（※2）及び親子関係形成支援事業（※3）の6事業の総称です。特に令和6年度からの新規事業である子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の3事業については、各市町村において必要な支援が適切に取り組まれるよう支援していく必要があります。

※1 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

※2 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

※3 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
母子生活支援施設やショートステイ、トワイライトステイ事業等の支援メニューへの必要な支援を行います。	市が行う母子生活支援施設における保護や市町村が行う子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）等に要する費用を支援しています。
特定妊婦への支援、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等、母子保健関係施策の適切な実施を支援します。	- 特定妊婦への支援については、市町村や医療機関、児童相談所など関係機関が連携し、対応に努めています。 - 全市町村において乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。またほとんどの市町村において養育支援訪問事業を実施しています。 - 予期せぬ妊娠により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう「妊娠・出産悩みほっとライン」（電話・SNS）を実施しています。 - 特定妊婦と疑われるものに対し、産科医療機関への受診同行など実施しています。

○ 現状と課題

- 各市町村の実情に応じて家庭支援事業が適切に実施される必要があります。
- 令和6年10月に実施した市町村への調査では、家庭支援事業の実施にあたり、「委託できる地域の民間団体や里親等が不足している（情報が得られにくい）」、「他市町村の取組み状況について知りたい（参考にしたい）」等の意見が多くありました。
- 市町村が家庭支援事業に適切に取り組めるようになるために、地域における事業を委託できる里親や民間団体等についての適切な情報が必要です。
- 市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームを積極的に活用できるようにするため、事業の委託先となり得る里親・ファミリーホームを毎年度、里親支援機関のアンケートにより把握しており、市町村の依頼に応じて、名簿の提供を行っています。ただし、実際に活用している市町村は限定されており（令和6年度で4市）、里親登録数は市町村によってばらつきがあり、確保数も十分ではありません。

○ 今後の取組方針

- 引き続き、市町村において家庭支援事業に積極的に取り組むことができるよう地域の里親や民間団体等の情報提供等を行います。
- 市町村間で、それぞれの家庭支援事業の取組状況について、職員研修の場などにおいて、情報交換や情報共有が行えるよう検討します。

○ 整備目標及び評価指標

	計画策 定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
市町村こども計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	—	各市町村こども計画 目標値を満たす				
市町村における子育て短期支援事業を委託可能な里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	7	20	25	30	35	40

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

○ 基本的な考え方

児童家庭支援センター（※）には、児童相談所の補完的役割を果たす拠点としての機能が求められています。市町村からの家庭支援事業や児童相談所からの在宅指導措置の委託を受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る必要があります。

※ 児童家庭支援センター

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けたこども及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う児童福祉施設。市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。また、里親やファミリーホームの支援を行う。

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
・児童養護施設等の多機能化・機能転換を含め、民間団体の取組みを支援し、育成に努めます。	・ルンビニ園での児童家庭支援センターの設置に向けて整備費を支援しています。
・児童相談所の業務等の民間委託のあり方を整理し、可能な業務について積極的に委託を検討してまいります。	・高岡児相において、家族再統合支援にかかる保護者に対する支援の一部業務をNPO法人に委託しています。

<達成見込み>

- ・児童家庭支援センターの設置については目標指標を達成しています。

	前期計画 策定時 (R1)	目標値 (R6)	現状 (R6 末見込)	達成状況
児童家庭支援センター 設置数	0	設置を目指す	1	達成

<達成・未達成の要因分析等>

- ・事業実施を希望する民間団体と、計画的に、設置に向けた調整等を進めることができたことが要因といえます。

○ 現状と課題

- ・令和4年10月に一般社団法人ストレングス（射水市）が児童家庭支援センターを設置し、主に高岡児童相談所管内を中心に支援を行っています。
- ・一般社団法人ストレングスが運営する児童家庭支援センターでは、子育て短期支援事業等の家庭支援事業の委託を受けていますが、射水市に限られています。各市町村から児童家庭支援センターの家庭支援事業の委託が積極的に行われるよう地域支援のための取組みを強化する必要があります。
- ・また、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、機能の向上を図る必要があります。

○ 今後の取組方針

- ・令和7年度に社会福祉法人ルンビニ園が県内2か所目となる児童家庭支援センターを設置する予定です。
- ・児童家庭支援センターの運営が安定したものとなるよう、必要に応じて支援を行います。
- ・個別のケースに応じて、児童相談所から児童家庭支援センターの在宅指導措置委託を検討します。

○ 整備目標及び評価指標

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	1	2	2	2	2	2
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1	2	2	2	2	2
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1	3	5	5	5	5
児童相談所からの在宅指導措置委託の割合	4%	12%	20%	20%	20%	20%

4 支援を必要とする妊産婦等の支援

○ 基本的な考え方

子育てに対する不安感や負担感が大きくなっている中、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置等、市町村を中心とした、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実が求められています。

妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、全国の児童虐待による死亡事例の約半数が0歳児であることなどを踏まえると、妊娠期からの支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっています。

全ての妊産婦の状況の把握に努めるとともに、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行い、孤立化による産後うつなど防ぐための支援が必要です。特に予期せぬ妊娠、若年妊婦などの特定妊婦(※)等への適切な相談支援体制を構築し、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

※ 特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
・ 特定妊婦への支援、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等、母子保健関係施策の適切な実施を支援します。(再掲)	・ 特定妊婦を含む支援を必要とする妊産婦等について、市町村や医療機関、児童相談所など関係機関が連携し、対応に努めています。 ・ 全市町村において乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。またほとんどの市町村において養育支援訪問事業を実施しています。 ・ 予期せぬ妊娠により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう「妊娠・出産悩みほっとライン」(電話・SNS)を実施しています。 ・ 特定妊婦と疑われるものに対し、必要に応じて産科医療機関への受診同行など実施しています。

○ 現状と課題

- ・ 県内に妊産婦等生活援助事業を実施している事業所はなく、事業実施に向けて検討していく必要があります。
- ・ 児童相談所における特定妊婦の支援ケース数は年間5件程度となっています。市町村と連携しながら、適切な支援を実施していく必要があります。
- ・ 特定妊婦など困難を抱えるケースが多く、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない適切な支援ができるよう、保健・医療・福祉など関係職員の専門性向上を図る必要があります。

○ 今後の取組方針

- ・妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援などを一体的に行うため、各市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。
- ・市町村と連携し、市町村が行う妊婦・産婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発を行い、確実な実施に努めます。
- ・市町村における新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。
- ・支援の必要性の高い妊産婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実させるとともに、産科受診の同行や一時的な居場所提供等の支援を行います。
- ・予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう、「妊娠・出産悩みほっとライン」（電話・SNS）による相談支援体制を推進します。
- ・妊産婦等生活援助事業(※)の実施の検討など妊産婦やこどもに対する支援の充実を図ります。
- ・厚生センターでは、市町村母子保健担当者会議や連携ネットワーク会議等により、妊産婦支援について検討しており、継続して取り組みます。
- ・特定妊婦への支援に関する研修について、引き続き厚生センター等において開催し、特定妊婦等への支援に係る職員の専門性の向上を図ります。

※ 妊産婦等生活援助事業

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

○ 整備目標及び評価指標

		計画 策定時 R6	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数		0	設置を目指す				
助産施設の設置数		10	10	10	10	10	10
特定妊婦等の支援に係る職員等に対する研修	実施回数	1	各年度 1 回以上				
	受講者数	26	各年度 20 人以上 (対象となる県・市町村の保健師等)				

5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

○ 基本的な考え方

19 歳以下の人口減少が進む中で、令和元年度の代替養育（里親・ファミリーホームへの委託、又は乳児院・児童養護施設に入所措置等）を必要とするこどもの数は 132 人でしたが、その後は 110 人前後で推移しています。

令和 2 年度と 3 年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う感染予防のため、特に施設への措置入所に慎重な対応を取らざるを得なかった時期であったことから、代替養育を受けているこどもの数は減少しています（19 歳人口に占める割合についても同様に減少）。今後の各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込みを算出するにあたっては、このことを考慮し、19 歳以下の人口が減少傾向にあることを踏まえて算出します。

(1) 代替養育を必要とするこどもの数の見込み

代替養育を必要とするこどもの数は、

「こどもの人口（推計値）」×「代替養育が必要となる割合（潜在的需要含む）」
＝「代替養育を必要とするこどもの数の見込み」

として見込みます。

表 1 代替養育が必要となるこどもの割合 (人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
19 歳以下人口 (A)	174, 328	171, 230	167, 934	163, 392	158, 200	155, 283	151, 921
代替養育を必要とするこどもの数 (B)	140	130	132	109	111	111	117
19 歳以下人口に占める割合 (B/A)	0.080%	0.076%	0.079%	0.067%	0.070%	0.071%	0.077%
H29～R1、R4、 R5 の 5 か年の 平均	0.077% (R2、R3 は除外)						

※ (A) は、県統計調査課「富山県の人口」より各年度 10 月 1 日現在人数

(B) は、各年度 3 月 31 日現在の里親等委託又は施設入所措置児童数

令和 2 年度と 3 年度が特別な状況であったことを鑑み、この 2 か年を除く過去 5 年分（平成 29、30、令和元年度と、令和 4、5 年度）の 19 歳以下の人口に対する代替養育を必要とするこどもの数の割合は、平均で 0.077% となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に、今後 5 年間の代替養育を必要とするこどもの数を推計すると以下の表 2 のとおりとなります。

表2 代替養育を必要とするこどもの数の見込み (人)

	R7	R8	R9	R10	R11
19 歳以下人口 (推計) (A)	142, 027	138, 770	135, 587	132, 477	129, 439
代替養育こども数 (B)	109	107	104	102	100

※(A)は、19 歳以下人口は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に

※(B)は、19 歳以下人口に 2019～2023 年度の平均割合 (0.077%) を乗じた数

ただし、代替養育を必要とするこどもの数については以下の潜在的な需要を考慮する必要があります。

- ①新規里親等委託・入所措置等委託数については、年間 30 人台で横ばい傾向にあります。

新規里親等委託・入所措置等こどもの数 (人)

	R1	R2	R3	R4	R5
新規入所措置等こどもの数	35	31	30	37	38
対前年度伸び率	△7.9%	△11.4%	△3.2%	23.3%	2.7%

福祉行政報告例より (R5 は暫定値)

- ②児童相談所における養護相談対応受付件数は、1,100～1,500 件の間で概ね横ばいで推移しています。

児童相談所における養護相談対応受付件数

	R1	R2	R3	R4	R5
養護相談受付件数	1,462	1,264	1,165	1,379	1,505
対前年度伸び率	15.5%	△13.5%	△7.8%	18.4%	9.1%

福祉行政報告例より (R5 は暫定値)

- ③児童相談所における一時保護件数については、概ね横ばいで推移していましたが、令和 5 年度は増加しています。

児童相談所における一時保護件数

	R1	R2	R3	R4	R5
一時保護件数	140	101	120	137	218
うち委託一時保護数	25	21	27	38	54
対前年度伸び率	26.1%	△27.9%	18.8%	14.2%	62.8%

福祉行政報告例より (R5 は暫定値)

④市町村における要保護児童対策地域協議会における支援が必要となる児童の管理ケース数は、増加傾向にあります。

要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数（要保護児童）※要支援除く

	R1	R2	R3	R4
要対協管理ケース数	545	614	617	667
対前年度伸び率	9.2%	12.7%	0.5%	8.1%

市町村状況調査より

上記①～④のとおり、①新規里親等委託・入所措置等こどもの数は、施設への入所措置に慎重な対応を取らざるを得なかった時期を除き、概ね横ばい傾向で、②児童相談所における養護相談対応件数は横ばい、③一時保護件数は令和5年度を除くと横ばい傾向にあります。④市町村で在宅支援を受けている要保護児童対策地域協議会で管理しているケースは増加傾向ですが、関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下でアセスメントや支援の調整をしている件数であり、ケース数の増加が即時に代替養育を必要とするこどもの数の増加につながるものではないことを踏まえると、現時点では、19歳以下の人口に占める代替養育を必要とするこどもの割合については、表1で算出した0.077%から大幅に増減する見込みは低いと考えられます。

このため、代替養育が必要なこどもの数については、表2の推計どおりに推移(令和11年度には100人)するものとします。

(2) 代替養育を必要とするこどもの数の見込み（年齢区分別）

この5年間の代替養育を受けているこどもの年齢区分別の構成比の平均値は、3歳未満は11.2%、3歳以上就学前は14.5%、学童期前は74.3%となっています。

年齢区分別 代替養育を受けているこどもの数とその構成比(R1～R5) (人)

	R1	R2	R3	R4	R5	構成比の平均
3歳未満	14	11	11	15	14	11.2%
3歳以上の就学前	24	15	12	14	19	14.5%
学童期以降	94	83	88	82	84	74.3%
合計	132	109	111	111	117	100.0%

これらの年齢区分別の構成比の平均値と、代替養育を必要とするこどもの数の全体の推計値(表2)から、令和7年度から11年度までの各年度における代替養育を必要とするこどもの数(3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降)の見込みを算出すると、以下のとおりとなります。

年齢区分別 代替養育を必要とするこどもの数の見込み (R7～R11) (人)

	R7	R8	R9	R10	R11	構成比の 平均
3歳未満	12	12	12	11	11	11.2%
3歳以上の 就学前	16	16	15	15	15	14.5%
学童期以降	81	79	77	76	74	74.3%
合 計	109	107	104	102	100	100.0%

6 一時保護改革

○ 基本的な考え方

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであると同時に代替養育の場との性格も有することから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、こどもの家庭養育優先の原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する必要があります。その上で安全確保が困難な場合には、こどもの権利擁護が図られ、個別的な対応ができるよう配慮されたできる限り良好な家庭的環境において実施される必要があります。児童相談所の一時保護施設においても、こどもの権利擁護を図りながら、一時保護の目的を果たすことができる環境整備が求められます。

また、令和4年改正児童福祉法及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の施行に伴い、令和6年3月に「一時保護ガイドライン」が全面的に改正されたことから、その内容を踏まえ、人員体制やこどもの権利擁護のための環境を整備する必要があります。

緊急保護の機能とアセスメントのための保護の機能をしっかりと果すことができるだけでなく、こども自身が「ここでは守られていて安心できる」と感じられるようなケアが必要であり、一時保護が解除された後でも、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求める対象となるなど、こどもが信頼感を持つことができる環境を整備していく必要があります。

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
一時保護所が短期であっても生活の場であることを考慮し、入所児童の個別性に配慮できるよう、居室の個室化や男女別の処遇、病児への対応、学習・生活環境（食事、入浴、運動、余暇活動）の向上等を図ります。	- 令和4年4月に高岡児童相談所が移転新築し、居室の個室化等が実現しています。 - 富山児童相談所については、県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に移転改築します。（令和8年度末頃完成予定）
こどもの権利擁護を図るために必要な対応を検討するとともに、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を的確に把握し、こどもに必要な説明を行います。	こどもの発達段階や心身の状況等に合わせて一時保護の開始時等に適切に説明しています。
こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するとともにこどもの権利擁護を図り、一人一人に応じた個別的対応ができるよう、一時保護所職員の専門性の向上を図る必要があります。	毎年度、一時保護施設職員の研修受講を行っています。
一時保護所の専門性の向上を図るため、福祉指導員への研修を充実します。	同上
一時保護の質の確保のため、国の検討状況を注視し、第三者評価の導入を検討します。	実施に向けて取り組みます。

○ 現状と課題

- ・富山・高岡両児童相談所での一時保護の件数は、平成 30 年度で 111 件、一時保護延日数は同 2,982 日でしたが、令和 5 年度には 218 件、同一時保護延日数は 4,757 日とこの 5 年間で倍増しています。
- ・委託一時保護件数についても、令和元年度で 25 件、委託一時保護延日数 496 日でしたが、令和 5 年度には 54 件、委託一時保護延日数 1,225 日と倍増しています。
- ・一時保護施設の定員は現在、富山児童相談所は 12 人であり、高岡児童相談所は令和 4 年 4 月に 8 人から 10 人に定員が増えています。
- ・富山児童相談所においては、就寝時間は生活空間を男女で仕切り等を行うことにより、できるだけ男女別処遇となるよう配慮しています。
- ・令和 4 年 4 月に高岡児童相談所が移転改築したことに伴い、居室が個室化され、男女別処遇が可能となったことから、ハード面での生活環境については向上が図られています。
- ・学習面については、両児相に学習指導員（教員 0B）が配置されており、保護児童一人ひとりに合わせた学習指導をしています。
- ・こどもの権利擁護に関しては、一時保護開始時に一時保護施設における生活について丁寧に説明し、またこどもの気持ちを受け止め、寄り添う支援に配慮しています。
- ・里親やファミリーホームへの委託一時保護の件数は少なく、できる限り「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託一時保護を活用していく必要があります。
- ・特に乳児の委託一時保護先については乳児院が主となっており、今後は里親やファミリーホームへの委託一時保護が増えるよう体制を整備する必要があります。
- ・学齢児以上のこどもの一時保護について、こどもの意見を聞きながら、可能な限り、原籍校への通学が可能となる環境を確保する必要があります。そのためには、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保が必要となります。
- ・一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめる必要があります。一時保護施設内のルールが適切か、他の自治体の一時保護施設の取組みも参考にしながら、定期的に見直すことが必要です。
- ・一時保護施設の第三者評価については現在、未実施です。

児童相談所における一時保護件数（再掲）

	R1	R2	R3	R4	R5
一時保護件数	140	101	120	137	218
うち委託一時保護数	25	21	27	38	54
一時保護件数対前年度 伸び率	26.1%	△27.9%	18.8%	14.2%	62.8%
一時保護延日数	2,871	3,577	2,443	3,506	4,757
うち委託一時保護延日数	496	619	762	1,095	1,225
一時保護延日数対前年度伸 び率	△3.7%	24.6%	△31.7%	43.5%	35.7%

福祉行政報告例より（R5は暫定値）

○ 今後の取組方針

- ・委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保に努めます。また、一時保護にあたっては、こどもの意見を聞き、原籍校への通学が可能となる環境の確保など、こどもの状況に応じた適切な一時保護や委託一時保護を行います。
- ・特に、乳幼児については、家庭養育優先原則を踏まえ、里親やファミリーホームへの委託一時保護を優先的に検討します。
- ・乳幼児の委託一時保護を受託できる里親やファミリーホームが増加するよう、育児スキルの向上等の研修の充実を図ります。
- ・富山・高岡両児童相談所の一時保護施設の第三者評価の受審に向けて取り組みます。
- ・一時保護施設職員の研修の受講など、専門性の向上に取り組めます。
- ・富山児童相談所の移転改築に伴い、居室の個室化や男女別処遇など一時保護施設の充実・強化を図ります。
- ・国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえた一時保護施設の機能を充実・強化するため、人員体制の整備を進めます。
- ・富山・高岡両児童相談所において、一時保護施設の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、他の自治体の取組みを参考にしながら、一時保護施設内のルールについて定期的な見直しを行います。

○ 整備目標及び評価指標

		計画 策定時 (R5 末)	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数（人）		22	22	22	22	22	22
一時保護専用施設数		0	県内の状況を踏まえ必要に応じて調整				
委託一時保護先の確保数（里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等）		30	35	40	45	50	55
一時保護所職員 に対する研修に ついて	実施回数 （回）	2	2	2	2	2	2
	受講者数 （人）	2	2	2	2	2	2
第三者評価を実 施する一時保護 施設	施設数（箇 所）	0	1	2	2	2	2
	割合	0	50%	100%	100%	100%	100%
一時保護施設の平均入所日 数（日）		21.0	可能な限り短期間となるよう調整				
一時保護施設の平均入所率		44.0%	45%程度				

※平均入所日数＝入所延べ日数／対応件数

※平均入所率＝（入所延べ日数／（定員×365日））×100

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

○ 基本的な考え方

代替養育を行う際は、家庭復帰に最大限努力する必要があります。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合は、特別養子縁組(※1)や普通養子縁組を活用し、永続的解決を目指したソーシャルワークが行われる必要があります。

また、児童相談所には、養子縁組となったこどもや養親等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことも求められます。

令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされるとともに、県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。これらを踏まえ、児童相談所においては、市町村等との関係機関と緊密な連携のもと、家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障(※2)の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

※1 特別養子縁組

原則として15歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度

※2 パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと。

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

○ 基本的な考え方

市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、実親に「こどもを取られてしまう」といった不安を抱かないための説明上の工夫や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する必要があります。

さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行い、これらの施設への入所の措置の期間は、できるだけ短期間となるよう、適切なケースワークや進行管理を行う必要があります。

その上で、これらの代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要があります。

○ 現状と課題

- ・児童相談所においては、できる限り家庭維持を念頭においた相談援助を実施し、まずは親子関係再構築のための支援を行っています。
- ・やむを得ず親子間分離が必要になった場合であっても、親子再統合を視野においた代替養育先の確保に努めています。
- ・親とこどもが離れて過ごしている間、可能なケースではできる限り親子間交流を実施し、継続的に親子へアプローチすることによって、親子再統合に向けた支援を実施しています。
- ・家庭復帰が困難なケース等については、できるだけ早期に親族等による養育や特別養子縁組等の永続性のある家庭的養育環境を検討しています。
- ・県内施設の長期入所については、令和5年度末現在、乳児院に入所しているこどものうち46%が6か月以上、3か所の児童養護施設に入所している乳幼児のうち60%以上が1年以上、学齢児以上のうち70%が3年以上となっています。
- ・施設入所しているこどもについて、入所期間や親との交流の有無、親との再統合の可能性等について総合的に勘案し、親子再統合が困難なケースについては、積極的に里親やファミリーホームへの措置変更等を検討していく必要があります。
- ・早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うため、他の自治体の例も参考に、児童相談所内に専門チームの設置などを検討する必要があります。

○ 今後の取組方針

- ・児童相談所では、施設入所しているこどもについて定期的に家族状況、こどもの状況についてのアセスメントを行い、親子再統合の可能性等を協議しながら、パーマネンシー保障の観点からケースマネジメントを推進します。
- ・家庭維持に必要な支援にあたっては、児童相談所だけでなく市町村の家庭支援事業の活用や児童家庭支援センター等への委託を検討します。
- ・施設入所が長期化しており、親子交流が途絶えている等、家庭復帰が困難であると判断されるこどもについては、こどもの最善の利益のために里親やファミリーホームへの措置変更を積極的に検討します。
- ・他の自治体の例も参考として、児童相談所内に、パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを行う専門チームの設置などについて検討します。

○ 整備目標及び評価指標

	計画策定時 (R5 末)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
里親・ファミリーホームや施設の 平均措置期間	約4年 2カ月	こどもや家庭の状況に応じて適切なケースマネジメントを実施				
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等 養育、特別養子縁組の検討など、早期の パーマネンシー保障に必要な判断・支援 を着実に行って長期措置を防ぐための児 童相談所における専門チームや担当係の 配置などの体制整備の状況	なし	専門チームの設置等について検討				

(2) 親子関係再構築支援

○ 基本的な考え方

令和4年改正児童福祉法により、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とする支援も含めて、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築を行う必要があるとされ、そのための支援メニューや体制の強化を図ることについて県が推進役を担うこととされました。

このため、令和5年12月に国から示された「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、保護者支援プログラム(※)の実施などの支援を研修受講等により充実していくほか、こども家庭センターを中心とした家庭支援事業等による支援を通じて親子関係再構築支援が行われるよう市町村と連携・協働することや、個別のケースに応じて、児童家庭支援センター、里親やファミリーホーム、児童養護施設との協働体制の構築を図っていく必要があります。

※ 保護者支援プログラム

不適切養育や虐待を防ぐため、子育てにおける考え方や新たなスキルの習得を目指すための体系化された保護者向けのプログラム

○ 現状と課題

- ・これまで富山・高岡両児童相談所において保護者支援プログラム等、親子関係再構築のための取組みを実施しています。
- ・富山・高岡両児童相談所において、親子関係再構築のための精神科医によるカウンセリングや児童心理司を中心とした保護者支援プログラムを行っています。
- ・保護者支援プログラムにおいては、児童虐待ケースに対する実施が主となっていますが、今後は里親委託後の里親・こどもの愛着関係の形成や、里親不調の予防的支援等にも活用されることが望まれます。
- ・親子関係再構築支援に関する児童相談所職員の専門性向上を図る必要があります。
- ・必要に応じて市町村のこども家庭センターや児童家庭支援センター、里親やファミリーホーム、児童養護施設等と連携しながら実施する必要があります。高岡児童相談所では、親子関係再構築支援に関する一部業務について民間団体に委託しています。
- ・富山・高岡両児童相談所には、親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームはありません。

○ 今後の取組方針

- ・精神科医によるカウンセリングや保護者支援プログラム等の親子関係再構築のための支援について、引き続き実施します。
- ・虐待ケースにおける親子関係再構築だけでなく、里親委託後のこどもと里親との愛着関係の形成や、里親不調の防止のための支援として、保護者支援プログラムの活用について検討します。
- ・親子関係再構築支援に関する研修の受講など児童相談所職員の専門性向上に取り組みます。
- ・身近な支援機関による支援が適切と判断される場合等においては、個別のケー

スに応じて、市町村のこども家庭センターや児童家庭支援センター、里親やファミリーホーム、児童養護施設等と連携して支援を行います。

- ・親子関係再構築のための精神科医によるカウンセリングや、保護者支援プログラム等の支援が必要なケース数を把握し、必要に応じて、児童相談所における専門チームの設置等について検討します。

○ 整備目標及び評価指標

		計画 策定時 (R5)	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業（保護者カウンセリングやプログラム等）の実施件数		11	15	20	25	30	35
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		—	必要に応じて専門チームの設置等を検討				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修について	実施回数	3	3	3	3	3	3
	受講者数(人)	29	25	25	25	25	25
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の受講回数やライセンス取得数	受講回数	3 (R6)	4	4	4	4	4
	ライセンス取得数(人)	3 (R6)	4	4	4	4	4
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		—	個別のケースに応じて検討				

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

○ 基本的な考え方

家庭復帰が困難なケースについて、パーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立（※）等について積極的に検討される必要があります。特に、親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児については、特別養子縁組について積極的に検討していく必要があります。

※ 特別養子適格の確認の申立

特別養子縁組を成立させるためには、特別養子適格の確認の申立てと特別養子縁組の成立の申立てが必要となる。特別養子適格の確認の申立ては、児童相談所長も行うことができる。

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
・ 特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供等、支援を行います。	・ 特別養子縁組を希望する里親を支援しています。
・ こどもの最善の利益の実現に向けて、必要な場合は養子縁組を念頭に置いたソーシャルワークを行います。	・ 養子縁組を念頭においた里親委託等を実施しており、年間数件の特別養子縁組が成立しています。
・ 民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等があれば、必要な相談や情報提供等を行います。	・ 活動を希望する民間あっせん機関はありません。
・ 民法等の一部を改正する法律（令和元年6月14日公布）による、養子となる者の年齢の上限の引き上げ、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の手続きへの参加等について適切に対応します。	・ 令和2年度から6年度にかけて、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判手続きを3件行っています。
・ 弁護士との連携により、法的対応の支援を行います。（再掲）	・ 特別養子縁組が見込まれるケース等については、必要に応じて弁護士に相談しています。

○ 現状と課題

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数は令和5年度で3件でした。ここ数年は年間数件で推移しています。
- ・ 児童相談所や里親支援機関では、特別養子縁組を希望する里親に対して継続的な相談や情報提供等の支援を行っています。
- ・ 家庭復帰が困難なケースで特別養子縁組が適当なこども（保護者の死亡、親による養育が見込めない、長期間に渡り親との交流がないこども等）を把握し、適切なケースワークを行う仕組みが必要です。
- ・ 親が行方不明、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児については積極的に特別養子縁組を検討する必要があります。

児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

	R1	R2	R3	R4	R5
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3	1	2	0	3

○ 今後の取組方針

- ・ 引き続き、特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供等の支援を行います。
- ・ 児童相談所では、施設入所しているこどもの家庭復帰の見込み等について定期的かつ継続的にアセスメントしており、その中で、特別養子縁組が適当なこども（保護者の死亡、実親の養育が見込めない、長期間に渡り実親との交流がないこども等）については、パーマネンシー保障の観点に基づいた適切な支援を

行います。

- ・特別養子縁組が必要なこどもについては、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立てについて検討します。
- ・養子縁組が成立した親子に対して、一定期間、必要な援助を継続し、親子関係の安定に向けて支援します。
- ・民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等には、必要な相談や情報提供等を行います。

○ 整備目標及び評価指標

	計画 策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2	2	2	2	2	2
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0	民間あっせん機関からの支援ニーズに応じて対応				
親との交流が途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所による特別養子適格の審判の申立件数	0	こどもや家庭の状況に応じて検討				
里親支援センターやフォスターリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	39 件 (R5)	相談支援ニーズに応じて対応				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数(人)	2	2	2	2	2	2
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無	県内に民間あっせん機関はないが、必要に応じて連携				

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

○ 基本的な考え方

令和2年3月に策定した「富山県社会的養育推進計画」においては、令和11年度末の里親等委託率の目標値を40.0%とし、前期計画期間終了時である令和6年度末時点の里親等委託率の目標値を30.0%として里親委託推進のための取組みを続けてきましたが、令和5年度末時点における里親委託率は23.1%となっています。また、過去10年間の里親委託率は、全国平均と概ね同水準で推移しています。

里親等登録数、里親等委託児童数、里親等委託率の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
里親等登録数(世帯)	81	81	83	73	77	79	86	95	102	105
委託里親数(世帯)	27	23	25	22	20	19	20	17	16	24
里親等委託児童数 A	35	31	34	26	24	23	25	22	22	27
代替養育こどもの数 B	162	155	149	140	130	132	109	111	111	117
里親等委託率(富山県) A/B	21.6%	20.0%	22.8%	18.6%	18.5%	17.4%	22.9%	19.8%	19.8%	23.1%
里親等委託率(全国)	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%	20.5%	21.5%	22.8%	23.5%	24.3%	—

福祉行政報告例より (R5は暫定値)

国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組みを推進することとしています。

現時点において、国が目標としている里親委託率とは隔たりがあり、里親等委託の推進のための取組みを強化する必要があります。

(1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
里親の新規開拓や専門性の向上に取組み、里親委託を推進します。	- 日本赤十字社富山県支部へ里親支援機関業務を委託し、里親への相談支援、里親制度の普及・啓発、里親の専門性を高めるための研修実施等に取り組んでいます。 - 両児童相談所では、家庭復帰が困難なケース等に係る里親委託等について積極的に取り組んでいます。
ファミリーホームの設置を促進します。	令和6年4月1日に、県内1か所でファミリーホームが開設しています。設置にあたり、施設面、設備面の支援をしています。

<達成見込み>

- ・令和6年度末の里親委託率は、3歳以上就学前のこどもについては、目標に達する見込みですが、3歳未満、学童期以降については未達成となる見込みです。

里親等委託率及び委託里親等世帯数

		前期計画 策定時 (H30)	前期計画目標値		現状	見込み	達成状況
			R6	R11	R5 末	R6 末	
里親等 委託率	3歳未満	30.8%	46.0%	66.7%	14.3%	30.0%	未達成
	3歳以上 就学前	4.3%	35.0%	66.7%	47.4%	45.8%	達成
	学童期以 降	20.2%	27.0%	33.3%	19.0%	21.2%	未達成
	全体	18.5%	30.0%	40.0%	23.1%	26.9%	未達成
委託里親等世帯数		20	30	40	24	28	未達成

里親等委託率＝里親とファミリーホームへの委託児童数÷（里親とファミリーホームへの委託児童数＋施設入所児童数）

<達成・未達成の要因分析>

- ・里親委託率や委託里親等世帯数の増加が十分でない理由としては、「実親の同意」、「こどもの状況」、「委託可能な里親世帯数」について要因があると考えられます。
- ・「実親の同意」については、実親にとっては、こどもを他の家族に育てられることへの抵抗感や不安感があるため、同意が得られにくいことがあげられます。
- ・「こどもの状況」については、被虐待経験のあるこども等については、代替養育先として児童養護施設等での生活の方が適している場合があることがあげられます。
- ・「委託可能な里親世帯」については、里親家庭の家族状況の変化（育児介護、仕事、受託中のこどもの状況）等の理由から、登録里親世帯数が増加しているにも関わらず、実際は受託困難な場合があります。

○ 里親等委託が必要なこどもの数の見込みと里親委託率の目標値

- ・里親等委託が必要なこどもの数は、以下のとおり見込みます。

「代替養育を必要とするこどもの数 (A)」×「里親等委託が必要なこどもの割合 (B)」
＝「里親等委託が必要なこども数 (C)」

$$(B) \text{ 里親等委託が必要なこどもの割合} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} (\%)$$

①現に里親等委託されているこどもの数

②現に施設入所しているこどもの数のうち、里親等委託が適当と判断されるこどもの数 (※)

③代替養育を必要とするこどもの数

※ ②現に施設入所しているこどもの数のうち、里親等委託が適当と判断されるこどもについては、令和6年6月に県内の乳児院と児童養護施設に実施した「施設入所児童状況調査」の調査結果を基に、乳児院・児童養護施設に入所しているこどものうち、養育上の配慮が必要な事由（「情緒・「行動上の問題」「発達上の問題」「心理的課題」「医療的ケア」の4つの項目）の該当が1個以下（0か1）のこどもとします。

- ・上記①と②のこどもの全てを里親等委託した場合、前記（B）の「里親等委託が必要なこどもの割合」は、下表のとおり、3歳未満 100.0%、3歳以上就学前 78.9%、学童期以降 48.8%、全体では 59.8%となります。また現に里親等委託されているこどもの数と里親等委託が適当と判断されるこどもの数は合わせて 70 人になります。

里親等委託が必要なこどもの数の割合（R6.3.31 現在）

（人）

	③代替養育を必要とするこどもの数（現に代替養育を受けている） （A）	①現に里親等委託されているこどもの数 ＋ ②里親等委託が適当と判断されるこどもの数 （項目該当が0か1）	乳児院、児童養護施設入所が適当と判断されるこどもの数	里親等委託が必要なこどもの数の割合（B）
3歳未満	14	14	0	100.0%
3歳以上就学前	19	15	4	78.9%
学童期以降	84	41	43	48.8%
全体	117	70	47	59.8%

R6.6「施設入所児童状況調査（富山県実施）」を基に試算

- ・これらの「里親等委託が必要なこどもの数の割合(B)」を用いて令和7年度から令和11年度までの年度ごとの「里親等委託が必要なこどもの数(C)」を見込むと、現在の70人から緩やかに減少し、令和11年度には60人程度になることが見込まれます。

里親等委託が必要なこどもの数の見込み(C)

（人）

	計画策定時 (R5 末)	R7	R8	R9	R10	R11	里親等委託が必要なこどもの数の割合(B)
3歳未満	14	12	12	12	11	11	100.0%
3歳以上就学前	15	13	13	12	12	12	78.9%
学童期以降	41	40	39	38	38	37	48.8%
全体	70	65	64	62	61	60	59.8%

- ・このことから、前記の①現に里親等委託されているこどもの数に加え、②の現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が適当と判断されるこどもの大

半を里親等へ委託できる体制を構築することにより、国が示す目標値（3歳未満 75.0%、3歳以上就学前 75.0%、学童期以降 50.0%）がほぼ達成できるため、令和 11 年度末の里親等委託率の目標値は、「3歳未満 75.0%、3歳以上就学前 75.0%、学童期以降 50.0%」とします。

- ・その里親委託率の目標値を基にすると、令和 11 年の里親等委託のこどもの数は、3歳未満は 9 人、3歳以上就学前は 12 人、学童期以降は 37 人、計 58 人が里親宅やファミリーホームで生活することが見込まれます。委託可能な里親やファミリーホーム数についても計画的に確保していく必要があります。

里親等委託率目標値に基づく年齢区分別の里親等委託のこどもの数（人）

		計画 策定時 (R5 末)	目標値を基にした人数 (目標値は次頁)				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託こどもの数	3歳未満	2	3	5	6	7	9
	3歳以上就学前	9	8	9	9	11	12
	学童期以降	16	21	24	29	35	37
	全体	27	32	38	44	53	58

○ 今後の取組方針

- ・里親委託にあたっては、児童相談所において、実親に分かりやすいリーフレットで説明を行う等、実親が安心感を持てるような工夫や配慮を行います。
- ・里親を対象として、発達や心理面に課題を抱えているこどもにも対応できるような養育スキルの向上を図るための研修等の充実強化を図ります。
- ・里親の養育スキル向上のため、児童相談所からの一時保護の委託やふれあいフォスター事業（※）、市町村からのショートステイの委託等を通して養育経験が積めるよう支援します。
- ・長期間の委託が受けられない里親等に対しては、短期間の里親委託をする等、柔軟な里親委託の方法を検討します。
- ・行動面、心理面で課題を抱えるこどもの里親委託を推進するため、専門里親の積極的な活用を図ります。
- ・パーマネンシー保障に基づき、親族里親や親族等による養育についてのケースワークを行います。親族等がこどもを養育する場合において、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族が希望する場合には養育里親研修等の受講を勧奨します。
- ・児童養護施設等を設置する法人に対して、ファミリーホームの開設について制度の周知を図るなど必要な支援を行います。

※ ふれあいフォスター事業

県内の児童養護施設に入所しているこどもが夏休みや冬休みの期間に一時的に里親家庭に宿泊し、家庭生活を体験する機会を設けるもの。

○ 整備目標及び評価指標

		計画策定時 R5 末	見込 R6 末	評価指標				
				R7	R8	R9	R10	R11
委託里親等世帯数		25	28	30	35	41	49	54
委託子ども数（人）		27	29	32	38	44	53	58
里親等 委託率	3歳未満	14.3%	30.0%	25.0%	35.0%	50.0%	62.5%	75.0%
	3歳以上 就学前	47.4%	45.8%	50.0%	55.5%	60.0%	70.0%	75.0%
	学童期以降	19.0%	21.2%	25.0%	30.0%	37.5%	45.0%	50.0%
	全体	23.1%	26.9%	29.4%	35.6%	42.3%	52.0%	58.0%
登録率		101.0%	113.0%	122.9%	136.5%	148.2%	161.8%	175.7%
稼働率		22.9%	23.8%	23.9%	26.0%	28.6%	32.1%	33.0%

※登録率：代替養育を必要とする子どもの数に対する里親等が受託可能な子どもの数＝
（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）／代替養育が必要
な子どもの数

※稼働率：里親等が受託可能な子どもの数に対する里親等へ委託している子どもの数＝里
親・ファミリーホームの委託子どもの数／（里親登録数×平均受託児童数＋
ファミリーホームの定員数）

	計画策定時 R5 末	見込 R6 末	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親等登録数（世帯）	105	112	120	129	138	147	158
うち委託可能里親 数の見込み（世帯）（※）	32	34	42	45	50	55	60
養育里親登録数（世帯）	93	100	106	114	122	130	140
専門里親登録数（世帯）	5	5	6	6	7	7	8
養子縁組里親登録数（世帯）	68	73	78	83	89	95	102
新規里親（認定）登録数 （人）	9	9	13	14	14	15	16
ファミリーホーム数 （新規ホーム数）	0	1	県内の状況を踏まえて 必要な調整を実施				
ファミリーホーム委託こど も数	0	3	4	5	5	5	5
里親登録に対する委託里親 の割合（年間に1回でも委 託のあった里親数）	23.8% (25/105)	—	増加				
都道府県児童福祉審議会の 開催件数	2	2	里親登録希望の件数に応じた開催 を検討				

※ 委託可能里親数の割合…約 35%で推計。「里親活動参加意向調査」（R6：富山県
里親支援機関実施）の結果を参考に設定

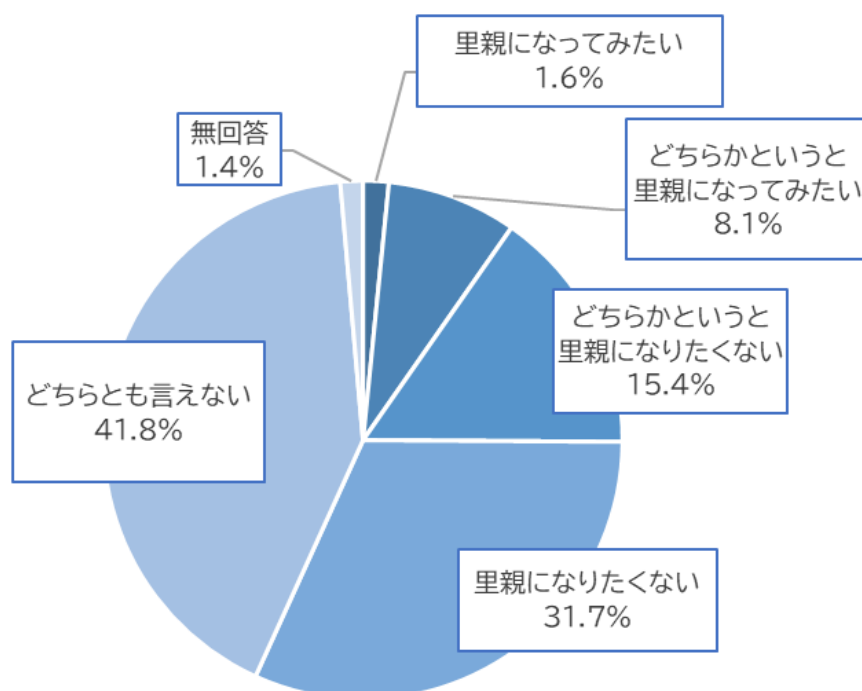
(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

○ 基本的な考え方

今後、里親等委託率の向上を図るには、受託先となる里親を増やす必要があります。

しかしながら、令和5年度の県政世論調査では、里親になってみたい、どちらかというとなってみたい、と答えた県民の割合は9.7%と、里親への関心は低い状況です。今後は、広く里親制度の普及・啓発活動を行うとともに、興味のある方を里親登録までつなげる丁寧なリクルート活動が必要です。

令和5年度県政世論調査より（県内在住18歳以上男女1,990人対象）



○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、里親養育支援機能の強化を図ります。（令和4年度まで）	令和4年度から里親養育支援児童福祉司を富山・高岡両児相に配置し、里親養育支援機能の強化を図っています。
今後、将来的なフォostタリング（里親養育支援）業務の包括的委託を視野に、里親支援機関の支援機能の充実を図る（里親リクルートの強化や未委託里親への研修等による里親の専門性の向上など）とともに、児童相談所や里親会との連携を推進します。	- 里親支援機関では、継続的に里親講演会や制度説明会等の普及・啓発、リクルート活動を実施しています。 - 里親支援機関では、児童相談所や里親会と連携し、里親のニーズを把握し、研修や里親サロンを開催することで、里親の専門性の向上を図っています。

・児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置の促進など、民間団体等における里親養育支援機能の充実を図り、関係機関が連携し里親養育支援を推進します。	・ルンビニ園では、令和4年度に里親支援専門相談員を配置し、県里親支援機関や児童相談所と連携しながら里親養育支援を行っています。
---	---

○ 現状と課題

- ・里親支援体制については、日本赤十字社富山県支部へ里親支援機関業務（里親への相談支援、研修、里親制度の普及啓発等）を委託し、児童相談所と連携した支援を継続的に実施しています。
- ・令和4年度から富山・高岡児童相談所に里親養育支援児童福祉司を1人ずつ配置し、里親養育支援機能の強化を図っています。
- ・里親のリクルート活動については、身近な相談窓口である市町村との連携を強化していく必要があります。
- ・市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームを積極的に活用できるようにするため、事業の委託先となり得る里親・ファミリーホームを毎年度、里親支援機関のアンケートにより把握しており、市町村の依頼に応じて、名簿の提供を行っています。
- ・こどもを受託している里親からは、行政機関での手続きや、医療機関の受診の際に、里親としての身分やこどもとの関係性を分かりやすく示すものがなく、説明等に時間を要し、里親の負担になっているとの意見があがっています。
- ・令和4年改正児童福祉法により創設された里親支援センター（里親支援事業の実施、里親や里親に養育される児童、里親になろうとする者について、相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設）については、設置されていません。里親支援センターには、専任職員としてセンター長、里親リクルーター、里親等支援員、里親トレーナーを配置する必要がある、人員確保等の課題があります。

○ 今後の取組方針

- ・里親登録者に対して研修等の参加を勧奨し、未委託の段階から養育スキルを学べる機会を確保します。
- ・県立乳児院において、未委託里親等に対して育児体験ができる機会を設ける等、里親のスキルアップのための支援を検討します。
- ・里親登録者の確保のため、市町村における制度説明や広報活動での協力など、市町村と連携した里親リクルート活動の強化を検討します。
- ・市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームを積極的に活用できるようにするため、引き続き、市町村に対して地域の里親等についての情報提供を行います。
- ・こどもを受託した里親が、市町村や医療機関等での手続きを円滑に行えるようにするため、県においてカード型の里親登録証の発行を検討します。
- ・広く里親制度の認知や一層の理解を促進するため、里親支援機関と連携し、里親月間（10月）を中心に広報・啓発を行います。

○ 整備目標及び評価指標

		計画策定時 (R6)	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センターの設置数		0	設置を目指す				
民間フォスタリング機関の設置数		1	1	1	1	1	1
基礎研修、登録前研修、更新研修等の必修研修以外の研修について	実施回数	8	8	8	10	10	12
	受講者数	110	130	130	165	165	200

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

○ 基本的な考え方

こどもを保護し養育する専門機関として重要な役割を担っている乳児院や児童養護施設等については、里親等への委託を推進していく中においても、ケアニーズが高いこどもへの専門的なケア等、施設での養育を必要とするこどものための質の高い養育を提供することが求められます。家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなど、様々な困難があり、施設養育が必要とされるこどもに対しては、小規模かつ地域分散化された施設である、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう計画的に進めていく必要があります。

また、施設に児童家庭支援センターを併設することや、子育て短期支援事業などの市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、高機能化、多機能化・機能転換を図りつつ、その専門性を発揮できるよう支援する必要があります。

(1) 施設で養育が必要なこどもの数の見込み

○ 現状

- ・県内には、乳児院が1か所（富山県立乳児院）、児童養護施設が3か所（富山市立愛育園、ルンビニ園、高岡愛育園）あります。
- ・施設入所児童数は、令和5年度末で90人です。（乳児院13人、児童養護施設77人）
- ・今後は、人口減少・少子化の進展や里親委託の推進により、減少することが見込まれます。

施設で養育が必要なこどもの数の見込み

		計画策定時 R5 年度末	見込み数（人）				
			R7	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とするこどもの数 ①	3歳未満	14	12	12	12	11	11
	3歳以上就学前	19	16	16	15	15	15
	学童期以降	84	81	79	77	76	74
	全体	117	109	107	104	102	100
里親等委託のこどもの数 ②	3歳未満	2	3	5	6	7	9
	3歳以上就学前	9	8	9	9	11	12
	学童期以降	16	21	24	29	35	37
	全体	27	32	38	44	53	58
乳児院、児童養護施設で養育されるこどもの数 ①－②	3歳未満	12	9	7	6	4	2
	3歳以上就学前	10	8	7	6	4	3
	学童期以降	68	60	55	48	41	37
	全体	90	77	69	60	49	42

- ※ 算出方法：「5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み」で算出した「代替養育を必要とするこどもの数」から、8の(1)で算出した年度ごとの「里親等委託率に基づく里親等委託のこどもの数」を減じて、施設で養育が必要なこどもの数の見込みを算出

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
・施設の小規模かつ地域分散化の取組みを支援します。なお、小規模グループケアに対する職員配置に関する更なる支援の充実について、国に働きかけます。	・高岡愛育園及びルンビニ園において小規模ユニットが設置されています。
・児童家庭支援センターの設置や、里親支援専門相談員の配置など、施設の多機能化・機能転換の取組を支援します。	・ルンビニ園が児童家庭支援センターを開設するための施設整備を支援しています。 ・令和4年度からルンビニ園に里親支援専門相談員が配置され、里親支援を行っています。
・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるため、施設との協議の場を設け、検討を進めます。	・計画策定にあたり、乳児院、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関する意見聴取を行っています。
・心理的問題を抱えるこどもへの支援については、現状において精神科医の確保が全国的な課題となっていることなどをふまえ、当面は既存の児童養護施設における心理療法担当職員の配置等によるケアの充実や、児童精神科等の医師との連携、児童自立支援施設である富山学園の活用を検討します。	・各児童養護施設に心理担当職員を配置しています。 ・令和4年度から富山・高岡両児童相談所の医療体制を強化しています。 ・心理的課題を抱えるこどもに対し、必要に応じて富山学園で生活支援を行っています。
・施設の多機能化・機能転換については、施設職員の更なる専門性の向上が前提となることから、研修の充実等により人材育成を支援します。	・施設職員の専門性向上のための研修開催や外部研修等の受講費用を支援しています。
・児童自立支援施設である富山学園の寮舎の改修を進めます。	・令和2年度に男子寮、女子寮それぞれ新築整備が完了しています。

<達成見込み>

	前期計画 策定時 (R1)	前期計画 目標値 (R6)	現状 (R6 末見込み)	達成状況
乳児院、児童養護施設における小規模化・高機能化されている生活単位数	3	増加	6	達成
里親支援専門相談員 設置数	0	設置を目指す	1	達成
児童家庭支援センター 設置数（再掲）	0	設置を目指す	1	達成

- ・乳児院、児童養護施設における小規模化・高機能化されている生活単位数については、現在、高岡愛育園に3単位、ルンビニ園に3単位の小規模ユニットが設置されており、目標を達成しています。
- ・里親支援専門相談員は、令和4年度からルンビニ園に配置されており、達成しています。
- ・児童家庭支援センターは、令和4年度に一般社団法人ストレングスが設置しており、達成しています。

<達成・未達成の要因分析等>

- ・児童養護施設の小規模化・高機能化に関して計画的に整備に取り組むことができたこと、里親支援専門相談員の配置、児童家庭支援センターの設置については、取組みを希望する民間団体と計画的に調整等を進めることができたことが要因と考えられます。

○ 現状と課題

- ・ルンビニ園が県内2か所目となる児童家庭支援センターの開設に向けて施設整備を行っています。またルンビニ園では里親支援専門相談員を令和4年から配置しており、里親への支援等を行っています。
- ・県内の児童養護施設における小規模化・高機能化された生活単位数は令和5年度末で4単位（高岡愛育園3単位、ルンビニ園1単位）でしたが、令和6年度末時点では6単位に増加しています。（高岡愛育園3単位、ルンビニ園3単位）
- ・心理的な課題を抱えるこどもへの支援については、児童養護施設と児童相談所との連携のもと、専門的なケアの充実に努めています。また、児童養護施設等において適応困難となったこどものうち、児童自立支援施設（富山学園）における生活支援が適当と判断されるこどもについては、児童自立支援施設において支援をしています。
- ・児童養護施設等に入所している虐待を受けたこどもについては、施設と児童相談所、医療機関等が連携しながら、心のケア等を行っています。より専門的な心のケアや親子関係再構築のためのきめ細かな支援を行うための体制整備が必要です。
- ・県では施設職員の専門性向上のための研修開催や外部研修受講費用を支援しています。
- ・令和6年度にこども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身に

着けた人材を配置するための新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました。児童養護施設等において相談援助業務を担う職員らの資格取得を促していく必要があります。

○ 今後の取組方針

- ・施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取り組みの検討状況・課題等について、随時確認するなど個々の実情を把握し、適切な支援について検討します。
- ・ルンビニ園では、分園型小規模グループケアの設置が予定されています（令和8年度予定）。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に、児童心理治療施設を整備し、虐待を受けたこども等、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じているこども等に対して心理治療や生活指導をきめ細かく行い、適切な心理ケアを行います（令和8年度末頃に完成予定）。
- ・研修会の開催や外部研修の受講促進など、施設職員の専門性向上を支援します。
- ・児童養護施設等職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進します。

○ 整備目標及び評価指標

	計画 策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数	6	6	7	7	7	7
入所児童数	33	30	35	35	35	35
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	2	2	2	2	2	2
養育機能強化のための専門職の加配職員数	7	7	7	7	7	7
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業）の実施施設数	0	県内の状況を踏まえて事業実施について検討				
一時保護施設専用施設の整備施設数	0	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
児童家庭支援センターの設置施設数	0	1	1	1	1	1
里親支援センターの実施施設数	0	設置を目指す				
里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	0	県内の状況を踏まえ必要に応じて調整				
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0	設置を目指す				

市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

		計画 策定時 (R6)	目 標 値				
			R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期 支援事業	ショートス テイ	3	3	3	3	3	3
	トワイライ トステイ	2	2	2	2	2	2
養育支援訪問事業		0	必要に応じて事業実施を検討				
一時預かり事業		0	必要に応じて事業実施を検討				
子育て世帯訪問支援事業		0	必要に応じて事業実施を検討				
児童育成支援拠点事業		0	必要に応じて事業実施を検討				
親子関係形成支援事業		0	必要に応じて事業実施を検討				

10 社会的養護自立支援の推進

○ 基本的な考え方

代替養育を経験したこどもの自立支援について、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）に達し措置が解除された後も支援が必要な場合があることから、代替養育を離れた後も個々のニーズに応じた支援を提供することが必要です。

令和 4 年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や、被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）の実情把握及びその自立のために必要な援助については、県が行う業務とされました。

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

○ 現状と課題

- 令和 6 年 6 月に富山県内の社会的養護経験者に対する「富山県社会的養護自立支援実態把握調査」を実施し、生活状況や生活上の課題、支援ニーズ等を把握しました。調査では、現在困っていることや不安なこと等として、将来や仕事のことが多く、また、金銭面に関する支援を求める意見が多くありました。
- また、令和 6 年 11 月に児童養護施設や里親家庭、自立援助ホームで生活しているこども等への聞き取り調査を実施したところ、将来の自立後の生活で心配なことについては、お金のこと（金銭管理や収入等）が最も多く、次いで、仕事のことや一人暮らしの生活面や精神面への心配が挙げられました。

○ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

- 児童相談所によると、児童養護施設や里親・ファミリーホーム等において養育されているこどものうち 18 歳で措置延長された後、高校卒業等に伴って措置解除となる予定の者は、毎年度 10 人程度が見込まれ、そのうち、その後も自立支援が必要と見込まれる社会的養護経験者は 6 割程度と見込んでいます。

○ 今後の取組方針

- 今後も「富山県社会的養護自立支援実態把握調査」を実施し、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等を把握します。

(2) 社会的養護経験者等の自立

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
・措置解除後の支援事業に取組み、制度の充実を検討するとともに、制度を周知し、利用を促進します。	・施設退所者の自立支援のための生活費等の貸付へ支援を行っています。
・自立援助ホームを支援します。	・自立援助ホームへの運営費の支援を継続的に行っています。

○ 現状と課題

- 児童養護施設に自立支援担当職員が配置（ルンビニ園に 1 名）されており、退所後の状況把握と相談支援を行っています。富山市立愛育園においても、アフ

ターケア担当職員が配置されています。高岡愛育園では、退園するこどもに対し金銭管理に関する教育・指導等に取り組んでいます。

- ・児童自立生活援助事業については、県内にⅠ型（自立援助ホーム）が2か所（黒部市に自立援助ホームうなづき、富山市にリバーサイド石坂）、Ⅲ型（里親の居宅・ファミリーホーム）が1か所（富山市）の計3か所設置されています。
- ・自立援助ホームうなづきは、令和6年度に定員増（6人→7人）としています。
- ・令和6年度は、Ⅰ型事業所とⅢ型事業所が、それぞれ1か所ずつ新たに事業開始しています。
- ・社会的養護自立支援拠点事業（社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整などを行う事業）は未実施です。
- ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（（福）富山県社会福祉協議会から生活費、家賃、資格取得費を貸付）により、施設退所者等へ必要な経済的支援を行っています。
- ・身元保証人確保対策事業に継続して取り組んでいます。措置解除後の就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際の身元保証人を確保し、自立を支援しています。

※ 児童自立生活援助事業

児童の自立を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とするもの。

実施場所については次のいずれかに該当する場所とする。

Ⅰ型：自立援助ホーム

Ⅱ型：児童養護施設等

Ⅲ型：里親の居宅・ファミリーホーム

○ 今後の取組方針

- ・社会的養護経験者等の自立支援について、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等の調査・把握に努めます。
- ・里親等委託や児童養護施設等の入所措置が解除となった社会的養護経験者に対して、居住費や生活費の貸付けなど、自立のための支援を行います。
- ・児童自立生活援助事業については、県内の状況を踏まえて必要な調整を行い、社会的養護経験者等への支援の充実を図ります。
- ・社会的養護経験者等が気軽に情報交換等を行える相互交流の場を、富山県こども総合サポートプラザにおいて定期的に設けることを検討します。
- ・社会的養護自立支援拠点事業については、相互交流の場の設置に加え、支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員の配置が必要であり、人員確保等の課題があります。継続的に、社会的養護経験者や児童養護施設等のニーズを把握します。

○ 整備目標及び評価指標

児童自立生活援助事業の実施箇所数

	計画策定 時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
I 型 自立援助ホーム (箇所数)	2	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
(利用人数)	7					
II 型 児童養護施設等 (箇所数)	0	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
(利用人数)	0					
III 型 里親・ファミリーホーム (箇所数)	1	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
(利用人数)	1					

社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

	計画 策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護自立支援拠点 事業の実施箇所数	0	継続的にニーズを把握する				
社会的養護自立支援協議 会(※)の設置も含めた 支援体制の整備状況	0	設置について検討				

※ 社会的養護自立支援協議会

社会的養護経験者をはじめ、関係機関が構成員となって組織されるもの。「社会的養護経験者等実態把握調査」の調査内容の検討や、調査結果に基づく都道府県等における自立支援の体制の評価、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行う。

11 児童相談所の強化等

○ 基本的な考え方

児童相談所の業務については、①児童虐待相談対応件数が増加していること、②平成28年改正児童福祉法により里親支援や養子縁組支援が児童相談所の業務と位置付けられたこと、③他の自治体で起きた児童虐待事件の反省を踏まえ、緊急性の高い事案に係る転居の際の児童相談所間の対面引継ぎの徹底や要保護児童が7日間学校等を欠席した場合における情報共有ルールの設定など、業務運営の見直しが図られたこと、④令和元年改正児童福祉法により保護者への医学的又は心理学的知見に基づく指導実施の努力義務やDV対応との連携強化等が掲げられたこと、⑤令和4年改正児童福祉法による入所措置や一時保護時の際の児童の意見聴取等措置や一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入など、対応すべき業務が増加しています。

富山県では、平成28年の改正児童福祉法や平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）、令和元年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正児童福祉法等に基づき、児童相談所の人員体制や職員の専門性の強化を進めてきました。

また、令和4年5月に、児童相談所が備えるべき機能等を総合的に検討するため「児童相談所等機能強化基本計画検討委員会」を設置し、令和5年3月に「富山県児童相談所等機能強化基本計画」を策定しました。現在、この基本計画に基づき、富山・高岡両児童相談所の機能強化を推進しています。

(1) 中核市の児童相談所設置

- ・富山市に児童相談所は設置されておりません。

(2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等

○ 前期計画の取組方針と実施状況

前期計画の取組方針	実施状況
＜人員＞	
・児童福祉法改正等を踏まえ、人員体制を更に強化します。	・国の定める配置基準を踏まえ、人員体制を整備しています。
・市町村支援児童福祉司、里親養育支援児童福祉司の配置を検討します。（再掲）	・令和4年度に市町村支援児童福祉司を富山児童相談所に配置し、里親養育支援児童福祉司を富山・高岡両児童相談所に配置しています。
・保健師の専任配置を検討します。	・富山・高岡両児童相談所にそれぞれ配置しています。
・職員の専門性の向上のため、専門機関での研修受講や県主催研修の充実を図ります。なお、国では専門的人材の研修プログラムの充実や児童福祉司の資格化も含めた検討を始めているため、その検討状況を注視し、適切に対応します。	・国の研修機関である「子どもの虹情報研修センター」や「西日本研修センターあかし」等で研修を受講しています。また、令和4年度から富山児童相談所に地域支援・人材育成課を開設し、研修実施等の充実を図っています。令和6年度に創設されたこども家庭ソーシャル

	ワーカーの資格取得に向けた支援についても実施しています。
・人事異動は、研修効果の持続性や将来のスーパーバイザー（５年経験者）候補の育成の観点から、児童相談所で業務経験を積めるよう配慮します。	・児童相談所での業務経験を積めるよう配慮しており、毎年度、スーパーバイザー養成研修への派遣を行っています。
<組織体制> ・介入機能と支援機能の分離については、両機能が不可分の面があることや県の実情（経験の浅い職員が多い）を踏まえ、当面、現状の地区担当制を基本として職員の業務全体への習熟に配慮し、個々のケースにおいて必要がある場合には、ケアの段階で担当職員を変える対応とします。なお、ケース対応においては、こどもの安全確保を最優先とすることを徹底します。	・令和６年度現在も原則地区担当制としていますが、スーパーバイザーと担当職員が役割分担する等、ケースによって介入と支援について柔軟に対応しています。
<施設> ・施設の現状や整理すべき課題の状況などをふまえ、その拡充等について検討します。検討にあたっては、人員体制・相談対応の強化や、市町村支援機能、里親養育支援機能の充実、DV対策との連携推進等、児童相談所に求められる機能を発揮するにあたり支障を生じないよう、執務室、会議室、相談・心理判定室、遊戯室、書庫、医務室等の充実を図ります。	・令和５年３月に「富山県児童相談所等機能強化基本計画」を策定しています。計画に基づき機能強化を図ることとしています。
<その他> ・児童相談所と市町村の情報共有のあり方について検討します。（再掲）	・令和４年度からは市町村支援児童福祉司が全市町村を巡回し、情報共有を含め様々な課題等について協議しています。
・児童相談所の業務の質の適切な評価の実施について、今後国が策定するガイドラインを踏まえて検討します。	・第三者評価の受審に向けて検討します。

<達成見込み>

児童福祉司及び児童心理司の目標値

(人)

	前期計画策定時 (H31. 4. 1)	前期計画 目標値		現状 (R6. 4. 1)	達成状況
		R4	R6		
児童福祉司数	28	国の定める 配置基準を 満たす		40	達成
うち指導教育担当児童福祉司 (スーパーバイザー)	5			7	
うち市町村支援児童福祉司	0			1	
うち里親養育支援児童福祉司	0			2	
児童心理司数	14			19	

- ・県の告示で定められている職員数（児童福祉司、児童心理司、指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー））は、以下のとおりであり、令和6年度時点で達成しています。

- ・児童福祉司：富山児相 23 人、高岡児相 16 人（計 39 人）
- ・指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）：富山児相 4 人、高岡児相 3 人（計 7 人）
- ・児童心理司：富山児相 11 人、高岡児相 8 人（計 19 人）

<達成・未達成の要因分析等>

- ・計画的な職員採用や人員配置等を行ったことが要因といえます。

○ 現状と課題

- ・令和4年4月に高岡児童相談所が新築移転し、ハード面の充実が図られています。
- ・建築後40年以上経過し老朽化していることに加え、近年の積極的な人員体制強化により職員の執務スペースが狭隘化している富山児童相談所については、C i C 5階と県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地の二拠点体制に向けた整備を進めています。
- ・令和5年4月から現役警察官が高岡児童相談所に配置され（富山児童相談所と兼務）、児童虐待対応等に関する警察との連携強化を図っています。
- ・職員の専門性向上に向け、令和6年度から児童相談所職員の研修を体系化しています。
- ・令和4年度には、富山・高岡両児童相談所ともに保護課、相談判定課（児童福祉司、児童心理司）の2課体制から保護課、相談支援第一課、相談支援第二課、心理相談課、地域支援課（富山児童相談所は地域支援・人材育成課）の4課体制へと組織体制の見直し・強化を図っています。
- ・新たな公的資格であるこども家庭ソーシャルワーカーについては、資格取得を促進しています。

○ 今後の取組方針

- ・富山児童相談所については、富山駅前C i C 5階と県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地の二拠点体制として整備します。
- ・富山駅前C i C 5階に富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室を集約した「富山県こども総合サポートプラザ」を整備し、幅広い相談にきめ細かく対応します。
- ・県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に、「こども安心センター（仮称）」を整備します。こども安心センター（仮称）においては、富山児童相談所、児童心理治療施設、児童心理治療施設の入所・通所児童の就学先としての学びの場を同一建物内に整備し、一人ひとりのこどもの状態に即した相談・支援を実施します。
- ・児童虐待事案への迅速・的確な対応を図るため、児童相談所と県警察の情報連携が円滑に行われるよう、リアルタイムでの情報共有が可能となるシステムを構築します。
- ・研修体系に基づき、専門性の向上、人材育成に取り組みます。
- ・こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得については、こども家庭分野のソーシャルワーク技術の習得により、児童虐待対応に対する専門性の向上が図られることから、積極的に推進します。
- ・国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえた一時保護施設の機能を充実・強化するため、人員体制の整備を進めます。
- ・富山・高岡両児童相談所の第三者評価の受審について検討します。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、令和7年6月から一時保護時の司法審査が導入されることや、富山県こども総合サポートプラザの開設等に伴い、富山・高岡両児相の法的対応体制を強化します。

○ 整備目標及び評価指標

		計画 策定時 (R6)	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童 相談所	児童相談所数	0	計画期間内の実施に向けて検討				
	割合	0%					
児童福祉司数		40	国の定める設置基準を満たす				
うち市町村支援児童福祉司		1					
うち指導教育担当（スーパーバイザー）児童福祉司		7					
児童心理司数		19					
医師の配置数（非常勤）		3					
保健師の配置数		2					
弁護士配置数（非常勤）		0	法的対応体制の強化を検討				
児童相談所職員 における研修の 受講者数	児童福祉司任用 後研修	12	12	12	12	12	12
	こども家庭ソーシャルワーカー の養成に係る研 修	2	4	4	4	4	4
児童相談所専門職採用者数 （割合）		64	現状の水準を維持				
		45.3%					

12 障害児入所施設における支援

○ 基本的な考え方

障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で養育が行われる必要があります。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する必要があります。

○ 現状

- ・ 県内の福祉型障害児入所施設は、県立黒部学園と県立砺波学園の2か所となっています。
- ・ 両学園ともに施設内で一括調理を行っていることや施設設備の状況などから、国が示すユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設とはなっていません。
- ・ しかし、入所しているこどもへの支援をする職員をできる限り固定する等支援の一貫性を図り、こどもにとってできるだけ安定した生活環境となるよう配慮するとともに、こどものニーズを踏まえた個別活動や小グループによる活動に積極的に取り組むなど、「できる限り良好な家庭的環境」を目指し支援を行っています。

策定経過

	経 過
令和6年6月	関係者説明会 〔児童養護施設、乳児院、里親会、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童相談所〕 施設入所児童状況調査 〔児童養護施設、乳児院に入所しているこどもの里親等委託の可能性についての調査〕
令和6年7月	富山県社会的養護自立支援実態把握調査 (社会的養護経験者等へのアンケート調査)
令和6年9月	第1回富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (計画の概要、骨子案)
令和6年10月	社会的養護の当事者であるこどもへの聞き取り調査、アンケート調査 (10月～11月) 児童養護施設、児童相談所等の聞き取り調査 (10月) 市町村への調査 (10月～11月)
令和6年12月	第2回富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (計画素案)
令和7年1月	パブリックコメント実施 (1月17日～2月14日)
令和7年3月	第3回富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (計画最終案)

富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職	備 考
池田 裕彦	弁護士	
伊佐名 敏幸	県里親会会長	
石原 るり子	県民生委員児童委員協議会 児童福祉推進委員会副委員長	
上田 雅裕	県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
車谷 市朗	県知的障害者福祉協会会長	
小島 伸也	県保育連絡協議会会長	
四十万 朱実	県母子寡婦福祉連合会副会長	
杉森 達朗	県民間保育連盟会長	
出分 玲子	公募委員	
久道 晴美	県立乳児院院長補佐	
平野 幹夫	県手をつなぐ育成会 常務理事・事務局長	
伏木 弘	伏木医院院長・県産婦人科医会会長	
堀田 喜久男	県児童クラブ連合会副会長	
本間 一正	県リハビリテーション病院・こども支援センター 嘱託医	
宮田 伸朗	富山短期大学 名誉教授	
宮田 徹	富山短期大学 副学長	
村上 美也子	県医師会会長	
八島 美智子	県民共生センター館長	
竹原 麻奈	大学生	オブザーバー (当事者)